

公立大学法人京都市立芸術大学職員退職手当支給規程施行細則

(平成24年4月1日理事長決定)

(令和5年4月1日一部改正)

(退職手当の基本額の計算等)

第1条 公立大学法人京都市立芸術大学職員退職手当支給規程（以下「規程」という。）第

5条の規定による退職手当の基本額の計算の基礎となる給料月額、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の全部又は一部を支給されない場合については、これらの事由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき給料月額とする。

第2条 規程第5条第1項第1号に規定する廃職又は過員を生じたことに準じる事由は、別に定めるもののほか、人事の刷新とする。

(加給の基準)

第3条 規程第5条第4項に規定する理事長が必要と認める者に対する加給の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 傷病（公務上のものを除く。）又は自己の都合により退職した職員のうち、勤続期間が5年以上であった者に対しては、別表第1に掲げる支給率により加給する。
- (2) 前号に定めるもののほか、理事長が必要と認める者に対しては、他の職員との均衡を失しない範囲内において、加給することができる。

(退職手当の調整額の算定において基礎在職期間から除算される月)

第4条 規程第6条第1項に規定する別に定める月は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる月とする。

- (1) 育児休業（公立大学法人京都市立芸術大学職員の育児休業等に関する規程に基づく育児休業をいう。以下同じ。）の期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）退職した者が属していた規程第6条第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一である月がある場合にあっては職員の区分が同一の月ごとにそれぞれその最初の月から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある月、退職した者が属していた職員の区分が同一である月がない場合にあっては当該期間に該当するすべての月
- (2) 育児休業の期間及び公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第14条第1項第1号の規定による休職（結核性呼吸器病又は業務上の傷

病によるものを除く。)の期間で3年を超えるもの(前号に規定する期間のあった月を除く。)退職した者が属していた職員の区分が同一である月がある場合にあっては職員の区分が同一の月ごとにそれぞれその最初の月から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある月、退職した者が属していた職員の区分が同一である月がない場合にあっては当該期間に該当するすべての月

(3) 前2号に規定する期間以外の期間(前2号に規定する期間のあった月を除く。)当該期間に該当するすべての月

(職員の区分)

第5条 退職した者がその基礎在職期間の初日の属する月からその基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに属していた職員の区分は、その者の基礎在職期間に含まれる時期、その職員に適用されていた給料表及び職務の級等の区分に応じ、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、同表に定めがない職員の区分については、同表の規定との権衡を考慮して、任命権者が定めるものとする。

2 前項の規定により、退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

(調整月額に順位を付す方法)

第6条 調整月額(規程第6条第1項に規定する調整月額をいう。)のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(勤続期間)

第7条 規程第8条第3号に規定する結核性呼吸器病又は公務上の傷病による休職等の期間で、別に定めるものは、就業規則第14条第1項第1号又は第2号の規定による休職の期間で、理事長が必要と認めるものとする。この場合において、同条第1号の規定による休職(結核性呼吸器病又は公務上の傷病によるものを除く。)の期間については、3年(当該休職の期間が3年を超えるときは、3年にその超える期間の2分の1に相当する期間を加えた期間)を限度とする。

2 規程第8条第4号に規定する理事長が勤続期間の計算に算入することが適当でないと認める基礎在職期間に係る除算は、他の職員との均衡を失しない範囲内において、別に

定める期間を除算することができる。

(死亡による退職)

第8条 死亡により退職した職員の遺族が退職手当の支給を受けようとするときは、死亡届に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(1) 職員であった者との続柄を証する戸籍の謄本

(2) 職員であった者が死亡により戸籍から除籍されたことを証する戸籍の謄本

2 前項の場合において、同順位の遺族が2人以上あるときは、遺族は、前項に規定する書類のほか、代表者選定合意書を提出しなければならない。

第9条 葬祭を行った者は、規程第9条の規定により葬祭料の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に葬祭費用の支出を証する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 葬祭費用の額

(職員以外の地方公務員等となった者等の取扱い)

第10条 規程第17条第2項に規定する別に定める場合は、職員が退職手当の支給を申し出た場合とする。

(補則)

第14条 この細則において別に定めることとされている事項及びこの細則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この細則の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

勤続期間	支給率
5 年以上 9 年以下	0. 1
1 0 年以上 1 9 年以下	0. 1 5
2 0 年以上	0. 2

別表第 2（第 5 条関係）

第 1 号区分	公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の指定職給料表の適用を受けていた者で別に定めるもの
第 2 号区分	給与規程の指定職給料表の適用を受けていた者で第 1 号区分に掲げるもの以外のもの
第 3 号区分	給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの
第 4 号区分	(1) 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち別に定めるもの (2) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの
第 5 号区分	給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの（第 4 号区分の項第 1 号に掲げる者を除く。）
第 6 号区分	(1) 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち別に定めるもの (2) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの
第 7 号区分	給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの（第 6 号区分の項第 1 号に掲げる者を除く。）
第 8 号区分	(1) 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの (2) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの
第 9 号区分	給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの
第 1 0 号区分	第 1 号区分から第 9 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者（第 5 条第 1 項ただし書の規定により職員の区分が定められる者を除く。）